

平成23年5月27日

消費者庁

被災地への専門家の派遣状況

■事業概要

東日本大震災により被災した都道府県または市町村においては、自治体の相談窓口の機能が低下する一方で、生活再建に伴う消費生活相談への対応が必要。

このため、自治体からの要請等を踏まえつつ、被災地における相談窓口で消費者問題の専門家を派遣。

■派遣状況

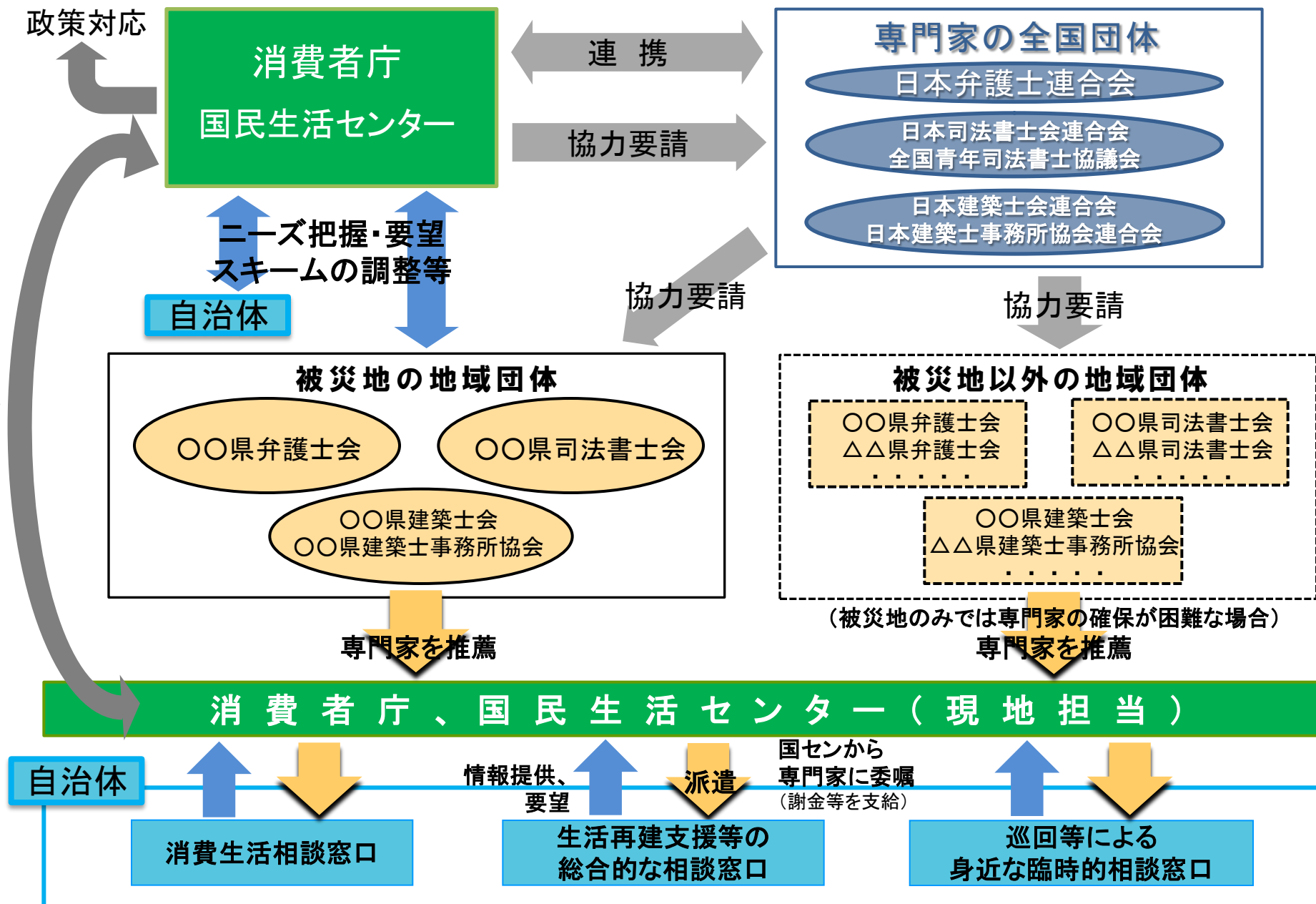
＜派遣中＞

派遣自治体		派遣先	派遣専門家	派遣人数	派遣開始時期	派遣頻度
宮城県	県	宮城県消費生活センター	弁護士	1名	5月12日～	週一回 (半日程度)
福島県	伊達市	伊達市消費生活センター 及び災害総合窓口	司法書士	1名	5月23日～	週一回 (半日程度)
福島県	相馬市	災害相談窓口	司法書士	1名	5月23日～	毎日

＜調整中の派遣＞

派遣要請のある自治体		派遣先	派遣専門家	派遣人数	派遣開始時期	派遣頻度
宮城県	山元町	(調整中)	(調整中)	(調整中)	(調整中)	(調整中)
岩手県	県	宮古地域振興センター及 び大船渡地域振興セン ターの消費生活相談室	弁護士	各1名	(調整中)	各週一回
福島県	県	福島県消費生活センター	弁護士	1名	(調整中)	週一回 (半日程度)
福島県	福島市	生活安定総合相談窓口 との消費生活センターの 合同相談窓口	弁護士、建築士	各1名	(調整中)	週一回 (半日程度)
福島県	伊達市	伊達市消費生活センター 及び災害総合窓口	弁護士	1名	(調整中)	週一回 (半日程度)
福島県	相馬市	災害相談窓口、 週末は市内の避難所(8 か所)	弁護士	1名 (週末3名)	(調整中)	毎日 (週末含む)

専門家派遣事業のスキーム



東日本大震災に対応した 「地方消費者行政活性化基金運営要領」の弾力化について

平成23年5月27日
消費者庁

東日本大震災により消費者行政の機能が低下した自治体をバックアップするため、「地方消費者行政活性化基金」を以下のとおり活用することを可能とします。

1. 震災前の機能を回復するために実施する事業への活用

これまでは「基金」の対象事業は消費者行政の「機能強化のための事業」^(注)としていましたが、震災対応の新規の緊急事業については、「機能を回復するための事業」も「基金」の活用を可能とします。

(注) 消費生活センター設置、相談員増員など基金造成時（平成20年度末）から機能強化を図る事業

2. 取崩し限度額の緩和

これまでは各都道府県の各年度の取崩額について「都道府県及び管内の市町村の消費者行政予算の合計額（基金事業含む）の2分の1」を限度としていましたが、岩手県、宮城県、福島県、茨城県は「3分の2」に緩和します。

3. 取崩し期限の延長

これまでは最長で平成24年度末まで取崩し可能としていましたが、岩手県、宮城県、福島県、茨城県は、25年度末まで取崩し可能とします（1年追加延長）。

「震災に関連する悪質商法 110 番」の開設について

平成 23 年 4 月 11 日
消 費 者 庁
(独)国民生活センター

東日本大震災により、消費生活センター等が被害を受け、相談を実施できない地域もあることから、こうした地域をバックアップするため、3月27日(日)より独立行政法人国民生活センターに「震災に関連する悪質商法 110 番」を開設いたしました。

4月11日(月)より、茨城県を新たに対象地域として追加いたしましたので、お知らせいたします。

○電話番号

0 1 2 0 - 2 1 4 - 8 8 8

○窓口開設日時

土日祝日も含め毎日 10 時～16 時

○苦情相談の対象

震災に関連した消費者トラブル

○対象地域

岩手県、宮城県、福島県、茨城県

※今回の震災で県外に避難されている方も対象となります。

○対応

苦情相談内容は速やかに消費者庁に集約し、分析の上、消費者への情報提供や注意喚起に活用する。また、消費者庁から被災者生活支援特別対策本部に必要な情報を提供することとする。

【問い合わせ先】

消費者庁地方協力課

電話：03-3507-9174

国民生活センター相談部

電話：03-3443-8359

消費生活相談窓口の状況（岩手県）

平成23年5月27日現在

○岩手県消費生活センター

	部署名	開所状況	電話番号	備考
県民生活センター(盛岡)	-		019-624-2209	
北上相談室	-		0197-65-2731	
大船渡消費生活相談室	-		0192-27-9911	
宮古消費生活相談室	-		019-364-2211	宮古市役所と合同で「合同相談窓口」を開設

○市町村消費生活センター

市町村名	部署名	開所状況	電話番号	備考
盛岡市	-		019-624-4111	
花巻市	-		0198-24-2111	
久慈市	-		0194-54-8003	
一関市	-		0191-21-8342	
釜石市	-		090-6067-1074	○当面は災害対策本部貸出の携帯電話で対応 ○5月中は土曜日にも相談受付(6月以降は未定)
二戸市	-		0195-23-5800	
奥州市	-		0197-24-2111	
滝沢村	-		019-684-2111	

○市町村消費生活相談窓口

市町村名	部署名	開所状況	電話番号	備考
宮古市	-	閉所	-	6月1日より分所にて開設予定
大船渡市	市民生活環境課		0192-27-3111	
北上市	生活環境部生活環境課 市民生活係		019-764-2111	
遠野市	地域生活課		0198-62-4411	
陸前高田市	-	閉所	-	-
八幡平市	市民部市民課 戸籍住民係		0195-76-2111	
雫石町	福祉課		019-692-2111	
葛巻町	住民会計課		0195-66-2111	
紫波町	産業部商工観光課 商工労政室		019-672-2111	
矢巾町	企画財政課		019-611-2722	
山田町	町民課		0193-82-3111	
軽米町	町民生活課		0195-46-4734	
野田村	住民福祉課		0194-78-2111	
九戸村	総務企画課		0195-42-2111	
洋野町	町民生活課		0194-65-2111	
一戸町	産業部産業課 商工観光係		0195-33-2111	

(※) 前回公表時(平成23年5月11日)より、宮古市の情報を更新

消費生活センター等が被害を受け、相談機能が著しく低下している地域のバックアップのため、国民生活センターに「震災に関連する悪質商法110番」を開設しています。

◆震災に関連する悪質商法110番 0120-214-888

開設日時：毎日10時～16時（土日祝日含む）

対象地域：岩手県、宮城県、福島県、茨城県

(※) 今回の震災で県外に避難されている方も対象となります。

身近な自治体の消費生活相談窓口をご案内しています。

消費生活相談窓口の状況（宮城県）

平成23年5月27日現在

○宮城県消費生活センター

	部署名	開所状況	電話番号	備考
宮城県消費生活センター	-		022-261-5161	
大河原県民サービスセンター	-		0224-52-5700	
北部県民サービスセンター（大崎）	-		0229-22-5700	
北部栗原地域事務所県民サービスセンター	-		0228-23-5700	
東部県民サービスセンター（石巻）	-		0225-93-5700	移転先：石巻専修大学体育館内
東部登米地域事務所県民サービスセンター	-		0220-22-5700	
気仙沼県民サービスセンター	-		0226-22-7000	移転先：気仙沼保健福祉事務所

○市町村消費生活センター

市町村名	部署名	開所状況	電話番号	備考
仙台市	-		022-214-6141	市役所に仮設電話を設置（予定5月末まで）
塩竈市	-		022-364-1111	市庁舎に移転
気仙沼市	-		0226-22-6600	1回線の電話で課内業務全てを対応中
名取市	-		022-384-2111	
多賀城市	-		022-368-1141	4月1日より災害対策コールセンターと併用
登米市	-		0220-34-2734	
大崎市	-		0229-23-9125	

○市町村消費生活相談窓口

市町村名	部署名	開所状況	電話番号	備考
石巻市	福祉部市民相談センター		0225-23-5040	
白石市	民生部生活環境課		0224-22-0783	
角田市	生活環境課		0224-63-2118	
岩沼市	商工観光課		0223-22-1111	
東松島市	市民課		0225-82-1111	
蔵王町	農林観光課		0224-33-2215	
大河原町	産業振興課		0224-53-2659	
村田町	町民生活課		0224-83-6401	
柴田町	町民環境課		0224-55-2113	
川崎町	町民生活課		0224-84-2111	
亘理町	町民生活課		0223-34-1113	庁舎損壊プレハブに移転
山元町	町民生活課 生活班	閉所	-	6月以降再開予定
松島町	産業観光課商工観光班		022-354-5708	
七ヶ浜町	産業課		022-357-7443	順次電話回線設置中
利府町	地域整備課産業経済班		022-767-2120	
大衡村	企画商工課		022-345-5111	
加美町	商工観光課		0229-63-6000	
涌谷町	町民税務課総合窓口班		0229-43-2113	
美里町	町民生活課		0229-33-2114	
女川町	商工観光課	閉所	-	相談があり次第職員が電話対応。窓口開設の見通しは現在開設可能な場所が見つかれば、6月中ごろより開設予定
南三陸町	商工観光課	閉所	-	

(※) 前回公表時(平成23年5月11日)より、女川町及び南三陸町の情報を更新

消費生活センター等が被害を受け、相談機能が著しく低下している地域のバックアップのため、国民生活センターに「震災に関連する悪質商法110番」を開設しています。

◆**震災に関連する悪質商法110番** 0120-214-888

開設日時：毎日10時～16時（土日祝日含む）

対象地域：岩手県、宮城県、福島県、茨城県

(※) 今回の震災で県外に避難されている方も対象となります。

身近な自治体の消費生活相談窓口をご案内しています。

◆**消費者ホットライン** 0570-064-370

消費生活相談窓口の状況（福島県）

平成23年5月27日現在

○福島県消費生活センター

	部署名	開所状況	電話番号	備考
福島県消費生活センター	-		024-521-0999	土日も開所

○市町村消費生活センター

市町村名	部署名	開所状況	電話番号	備考
福島市	-		024-522-5999	
郡山市	-		024-921-0333	
いわき市	-		0246-22-0999	電話相談のみ受付
伊達市	-		024-574-2233	
会津若松市	-		0242-39-1221	

○市町村消費生活相談窓口

市町村名	部署名	開所状況	電話番号	備考
須賀川市	生活課	閉所	-	市民相談員が消費生活相談を含む幅広い相談に対応中。連絡先については、0248-72-4169(災害対策本部)
喜多方市	生活環境課		0241-24-5221	
相馬市	生活環境課		0244-37-2144	
二本松市	生活環境課	閉所	-	
田村市	生活環境課		0247-81-2111	
南相馬市	環境安全課	閉所	-	
本宮市	生活安全課		0243-33-1111	
川俣町	町民税務課		024-566-2111	
天栄村	住民福祉課		0248-82-2111	
只見町	総務企画課		0241-82-5210	
南会津町	住民生活課		0241-62-6200	
西会津町	経済振興課		0241-45-2213	
猪苗代町	商工観光課		0242-62-2117	
会津坂下町	商工観光班		0242-83-5711	
柳津町	地域振興課		0241-42-2114	
金山町	住民課		0241-54-5111	
昭和村	産業建設課		0241-57-2117	
会津美里町	町民生活課		0242-78-2113	
鮫川村	企画調整課		0247-49-3111	
玉川村	住民税務課		0247-57-3101	
平田村	住民課		0247-55-3111	
三春町	住民課		0247-62-2111	
広野町	建設課	閉所	-	
檜葉町	商工観光課	閉所	-	
大熊町	産業課	閉所	-	
新地町	町民課		0244-62-2111	
飯舘村	住民課		0244-42-1611	

(※) 前回公表時(平成23年5月11日)より、須賀川市の情報を更新

消費生活センター等が被害を受け、相談機能が著しく低下している地域のバックアップのため、国民生活センターに「震災に関連する悪質商法110番」を開設しています。

◆震災に関連する悪質商法110番 0120-214-888

開設日時：毎日10時～16時（土日祝日含む）

対象地域：岩手県、宮城県、福島県、茨城県

(※) 今回の震災で県外に避難されている方も対象となります。

身近な自治体の消費生活相談窓口をご案内しています。

◆消費者ホットライン 0570-064-370